

第9回 議会運営委員会記録

1 日 時 令和6年8月20日(火) 午前10時00分 開会

2 場 所 議会委員会室

3 出席委員 8名

委員 長	霜 鳥 榮 之	委 員	堀 田 孝 次
副 委 員 長	渡 部 道 宏	〃	天 野 京 子
委 員	渡 邊 能 成	〃	阿 部 幸 夫
〃	葭 原 利 昌	〃	横 尾 祐 子

4 欠席委員 0名

5 欠 員 0名

6 職務出席者 2名

議 長	小 嶋 正 彰	副 議 長	宮 崎 淳 一
-----	---------	-------	---------

7 説 明 員 0名

8 事務局員 2名

事 務 局 長	横 田 晃 悦	庶 務 係 長	霜 鳥 一 貴
---------	---------	---------	---------

9 件 名

○事件

- 1) 令和6年第5回妙高市議会定例会の運営について
- 2) 全員協議会報告事項について
- 3) その他

○委員長(霜鳥榮之) 皆さんおはようございます。久しぶりになりますけども、暑い、お盆も過ぎました。いよいよ9月に向かって9月議会に向かってってということになります。ちょっとよろしく願いいたします。それでは、ただ今から議会運営委員会を開会いたします。皆さんお手持ち、お持ちのタブレットを開いていただき、サイドブックスのアプリをタップしてください。次に、委員会フォルダの中の議会運営委員会フォルダをお開きください。060820 議員レジメデータが、本日のレジメになります。本日はこの資料に基づきまして、会議を進めますので、よろしく願いいたします。では議長。

○議長(小嶋正彰) おはようございます。本日の議会運営委員会は、主に9月定例会の運営を確認していただくものです。付議予定案件数は、昨年の9月定例会前の議運で21件、今回は23件と、ほぼ同程度となっております。執行部からは初日に一般会計の補正予算1件につきまして、即決をお願いしたいという申し入れがありました。また最終日には、教育委員会の人事案件3件が予定されております。慎重審議の上、よろしく願いいたします。以上です。

1) 令和6年第5回妙高市議会定例会の運営について

- 委員長（霜鳥榮之） はい。それでは皆さんレジメをご覧ください。1) 令和6年第5回妙高市定例会の運営についてを議題とします。①会期についてと、②会期日割りについて、一括して事務局から説明を願います。事務局長。
- 議会議務局長（横田晃悦） はい。では①会期についてと、②会期表についてご説明いたします。最初に4ページの付議予定案件をご覧ください。これは本定例会に上程される案件となります。まず、令和5年度決算関係につきましては、議案第41号から48号までの8件となります。次に、事件議決は3件となります。議案第49号市の境界変更については、総務課の所管です。県営圃場整備事業、木島地区に伴い、妙高市と上越市、具体的には、R18号と関川まで間の境界の一部を変更する必要性が生じておりまして、境界の方向を県知事に申請するため、議会の議決を求めるものです。なお、今回の境界変更につきましては、両市とも同じ面積約1万平米の増減のため、結果として面積の変更はありません。議案第50号妙高市公共施設照明設備LED化事業に係る契約の締結についても総務課の所管となります。本庁の他、文化ホール、新井コミュニティセンター、新井総合コミュニティーセンターを含む市内77の公共施設の照明設備を、公共施設における環境負荷軽減のため、電気使用量の効果的な削減を迅速に行うことを目的とする賃貸借方式により、LED化する事業を賃貸借契約について、議会の議決を求めるものです。こちらにつきましては、8日、今月8日に公募型プロポーザル審査会が開かれまして、優先交渉権者として、新潟市の業者が決まったということと聞いております。次に議案第51号区域外市道廃止の承諾については、建設課の所管となります。上越市から、上越市中郷区岡沢と当市大字新井にまたがる上越市道の妙高市域に係る区間の上越市道の廃止について協議が行われまして、承諾したことから、道路法の規定に基づき議会の議決を求めるものとなります。なお、議案については、図面が添付される予定となっております。条例関係は5件となります。議案第52号妙高市印鑑条例の一部を改正する条例規定については、市民税務課の所管です。現在、個人番号カードにより、コンビニ等において印鑑登録証明書の交付を行っておりますが、市役所及び両支所の窓口では、交付が受けられない状況にあることから、市民への利便性向上のため、個人番号カードでも交付を受けることができるよう、条例の一部を改正したいものです。次に議案第53号妙高市体育館、体育施設条例の一部を改正する条例議定については、生涯学習課の所管です。令和6年12月から供用を予定しております、池の平スポーツ広場のナイター設備について、使用料金を規定するため、条例の一部を改正したいものです。なお、使用料金の設定にあたっては、近隣自治体や類似施設の使用料額を参考にしていると聞いております。議案第54号妙高市公平委員会設置条例を廃止する条例規定については、公平委員会の所管となります。7月24日の臨時会後の執行部側全協において、説明及び質疑を行った案件となります。内容につきましては、平成7年4月から公平委員会の事務を県市町村総合事務組合において共同処理とすることから、条例を廃止したいものです。併せて、付則に同条例廃止に伴い改廃が必要な関係条例の整備を行いたいものとなっております。議案第55号妙高市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例議定については、環境生活課の所管となります。これも6月6日の定例会後の執行部側全協において、説明及び質疑を行った案件となります。内容につきましては、し尿処理手数料の算定基礎となる収集運搬費の高騰に伴い、令和7年4月から、市内一律で、し尿処理手数料を18リットル当たり145円から169円に増額改定するため条例の一部を改正したいものです。条例関係の最後、議案第56号妙高市国民健康保険条例の一部を改正する条例議定については、健康保険課の所管となります。令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴い、被保険者証の返還に関する罰則規定、これ10万円以下の過料となっておりますが、削除するなど、条例の一部を改正したいものです。次に、令和6年度補正予算は4点です。議案第57号令和6年度新潟県妙高市一般会計補正予算（3号）につきましては、令和6年10月1日から新型コロナワクチン接種が予防接種法の定期接種化にされることに伴い、個人の重症化予防を目的として、接種費用、事務費等を補正したものです。これについては、初日即決の希望がありま

す。なお、8月下旬に国の指針等を踏まえ、県が統一単価決定する運びとなりまして、おおよそのワクチン単価が示されつつある、このタイミングとなったものです。また、収支等もあることから、先ほどご説明した通り、初日即決を希望しているものとなります。次に議案第58号令和6年度新潟県妙高市一般会計補正予算（4号）につきましては、現時点での見込みであります。総額1億2329万1千円となっており、内容は、執行部から提出のあった案件一覧表の内容順にご説明いたします。①は福祉介護課の所管となります。内容は、市民、市町村民税非課税者の介護保険料の軽減に対する令和5年度の公費負担額の確定、市は4分の1となりますが、それに伴い、介護保険特別会計へ追加で支出する繰出金となります。②は健康保険課の所管となります。内容は、後期高齢者医療制度における令和5年度の医療給付費、具体的にご説明申し上げますと、入院外来での診療費や治療で作成のコルセット等の補装具費用等で、窓口負担額が1、2割の方の負担金額、広域連合規約により、実績額の12分の1を当該市町村で負担することとなっており、その確定に伴い、県後期高齢者医療広域連合へ追加で支出する負担金となります。③は福祉介護課の所管となります。内容は生活保護制度の見直し、これにつきましても、生活困窮者自立支援法の一部改正ということで、こどもの困窮対策を目的に、生活保護受給者に属する高等学校卒業者が就労により保護世帯から自立する場合に、新生活の立ち上げ費用に充てるため、一時金を支給し、生活基盤の確立を促すこととし、あわせて、就労、増収による自立意欲の喚起強化を目的に、就労自立給付金のインセンティブ強化を図ることを決定したことに伴う、生活保護システム改修に係る費用であります。④はこども教育課の所管となります。内容は、当初は県に対して、令和7年度からの県統一統合型校務支援システムの導入の意思を表明しておりますが、5月に県が文部科学省の補助採択を受けて、7月下旬にシステム導入事業者の決定を受け、その後、システム導入事業者から、システム構築等に必要な市負担分の費用の提示があったものです。また、当初予算で計上した、学校のネットワークアセスメント委託契約について、新たに校務支援システムやGIGAタブレット端末に対応するために、調査項目を追加するためのネットワーク設計等にかかる費用となります。⑤もこども教育課の所管となります。現在、設計委託中の能登半島地震により被害を受けた妙高高原中学校の受水槽の更新工事にかかる費用となります。⑥は、福祉介護課、健康保険課、こども教育課、それぞれの、国県の令和4年度及び令和5年度の負担金、交付金、補助金額の確定に伴う精算返納及び追加交付に係る費用となります。福祉介護課は11件、健康保険課は8件、こども教育課は14件となります。⑦は、国内の金融情勢の変動、日銀が政策金利を引上げ0.25%としたことに連動しまして、都市銀行の普通預金利率が0.02%から0.1%に5倍となりまして、地方銀行も追従が見込まれると、それによる市内金融機関の定期預金利率の上昇に伴い、各基金の運用利子が当初予算を上回る見込みでありますことから、運用利子を各基金に積み立てるために不足する費用となります。なお、企画政策課、財務課、こども教育課、生涯学習課、環境生活課、上下水道局の5課1局が関係しております。以上が一般会計補正予算となります。次に議案第59号令和6年度新潟県妙高市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、健康保険課の所管となります。内容につきましては、国民健康保険産前産後保険料負担金の交付申請方式の変更に伴い、現在使用している国保事業報告システムに新たに申請書作成システムを追加するための改修費用となっております。補正予算の最後、議案第60号令和6年度新潟県妙高市介護保険特別会計補正予算（第1号）は、福祉介護課の所管となります。令和5年度国県支出金等の確定に伴う精算返納及び追加交付に係る費用及び介護給付費準備基金となります。以上が、各会計補正予算関係となります。次に人事案件は、追加予定議案を含め3件となります。議案第61号と議案第62号が、総務課が所管する妙高市教育委員会委員の任命同意についてとなります。現教育委員会委員の任期は令和6年9月30日満了となることから、議案第61号では、現在委員の高澤誠一さん、議案第62号では小島武夫さんの、いずれも後任委員の任命について、議会の同意を求めるものです。最後に、追加予定議案の議案第63号妙高市教育長の任命同意についても、総務課の所管となります。現教育長の塚田賢一さんが令和6年9月30日で任期満了となることか

ら、後任教育長の任命について、議会の同意を求めるものです。以上が、本定例会における現時点での付議予定案件となります。レジメ1ページに戻ってください。上段①の会期についてご説明いたします。告示は8月27日の火曜日、召集日は9月4日水曜日となります。付議予定案件は、ただいまご説明した通り全部で23件となります。この審議のため、本会議4日、委員会4日と、その間の休会が15日、合計23日を要しますので、会期は9月4日の水曜日から9月26日の木曜日までの23日間となるものであります。次に、この会期23日を前提とした②会期日割につきましても、7ページの日割表案をご覧ください。まず、本会議初日は、市長から決算関係、事件議決と条例関係及び補正予算に関する提案説明があり、それに対する総括質疑、委員会付託となります。即決案件の議案第57号については、最初に審議となります。9月9日から12日までは、10時から常任委員会となります。各委員会順につきましても、9日と10日は総務文教委員会、11と12日は産業厚生委員会を予定しております。レジメ11ページをご覧ください。所管別に日程を割振りしてありますので、この後、再度ご検討願います。なお、この割振りにつきましても、課制条例の所管課の順番を基本としながらも、出先の部署、両支所、上下水道局が、開始時間の影響を受けないよう、また、これまでの審査時間を参考にしながら、併せて、働き方改革を踏まえ、16時30分完了を目途に設定してあります。9月19日20日は10時から一般質問です。20日は通告人数によって休会となります。9月26日は10時から本会議となります。各委員長の報告、質疑の後、討論、採決となります。人事関係は提案説明、質疑、採決となります。なお、採決、人事関係の採決は無記名投票、可とする議員が賛成、否とする議員が反対と記載の上、点呼に応じて順次投票することになります。また、討論はありません。最後に、会期日割表案の欄外に記載の通り、総括質疑の締切は、土日を除く、初日の4日前、8月29日木曜日の正午、一般質問の締切は、初日の翌日9月5日木曜日正午となっております。なお、これに関連して8月7日の議運におきまして、総括質疑の締切時間の正午から午後3時という話についてご協議いただきましたが、これについては、そもそも告示日の議案配布が午後の結構遅い時間になるということに起因するため、まずは、議案配布時間を執行部に申し入れをして、それによって判断を行ったかどうかという話があったかと思えます。で、この前、事務局で執行部と協議をさせていただきまして、午前9時までに議会事務局に議案が上がってくるようになっていきます。で、その後、タブレットの入力で約1時間弱かかりますので、10時に、今、皆さんに配信できるようにしたいと考えております。で、その一方で皆さんにご協力をいただきたいのですが、それぞれの質問の提出が正午となっております。実際に正午に提出していただいたあとに、それぞれ最終確認しなくてはいけない案件もあってですね、その後、いろいろ確認すると4時になったり、5時になったり、5時30分近くなったりすることもあります。そうすると、基本は正午ということになっており、できるかぎり正午までに、ある程度、そんなに修正のない内容で提出していただけたらと思います。実際には、執行部の方からは、できたら午後4時までに最終、最後の最後までおろしてもらえれば、最近、働き方改革ということも、かなえられるのではないかと話をもらっております。私の方からは以上となります。

○委員長（霜鳥榮之） はい。ただいまの説明がありました。8月27日告示、9月4日召集、付議予定案件は23件、この審議のため、合計23日間を要するというので、会期は9月4日から9月26日までの23日間としたいものであります。23日間の会期を前提とした日割りについては、レジメ7ページ、そして委員会での審査順序を含めた日程についてはレジメ10、11ページの通り説明がありました。①会期と、②会期日割り、そして委員会審議の日程について、何かございますでしょうか。委員会審議の関係についてはそれぞれ委員さん、いかがでしょうか。ご意見等いいですか。

〔意見無し〕

○委員長（霜鳥榮之） はい。特段ご意見がないようでございます。お諮りします。①の会期、②の会期日割並びに委員会審査の日程を含めて、ただいまの説明の通りとすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○委員長（霜鳥榮之） ご異議なしと認め、会期と日割り、委員会審査日程については、このように決定されました。なお、委員会審査についてですが、最終日の委員長報告に向けて、どの部分を報告するのか、正副委員長は、委員会開催中に確認して、委員会終了後に、事務局に報告でき報告できるよう調整をお願いしたいと思います。これは前回と同じでございますので、よろしくお願いします。次に、総括質疑の通告締切が、8月29日正午、一般質問の締切が9月5日正午でございます。議案書の配布の時間設定の関係についても今、説明がございました。これについてご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

○委員長（霜鳥榮之） はい。ご異議なしと認め、通告締切についてはこのように決定します。なお、総括質疑及び一般質問の日程割振については、原則として通告順ということでありますので、議会運営委員会は開催せず、委員長にご一任いただきたいと思っております。これにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

○委員長（霜鳥榮之） ご異議なしと認め、総括質疑、一般質問の割振についてはこのように取り扱います。次に③議事日程について、事務局から説明を願います。事務局長。

○議会事務局長（横田晃悦） レジメ③の議事日程についてご説明いたします。レジメ8ページをご覧ください。議事日程第1号は9月4日午前10時開議となっておりますが、日程第1に先立ち、市長から招集の挨拶があります。日程の第1から第3までは記載の通りです。第4議案第57号令和6年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第3号）については、初日即決の依頼があります。審議方法につきましては、レジメ2ページの上段をご覧くださいと思います。審議方法案1は、所管委員会付託する方法、審議方法案2は、委員会付託を行わず、本会議場において、全員で審議を行うものです。その場合は、質疑回数3回の上限は適用せず、所管制限なしにより審議を行います。どちらでも、質疑、討論後に起立採決とする流れとなります。これにつきましては、後ほど、審議方法を決めていただきます。第5議案第41号から議案第56号までと、議案第58号から議案第60号までは、令和5年度各会計決算、事件議決、条例関係、令和6年度各会計補正予算が一括提案され、通告制の会派代表の総括質疑の後、それぞれ所管委員会に付託されます。各委員会付託につきましては、41号から48号までの決算につきましては、議案第41号の一般会計はそれぞれの所管ごとに2つの委員会へ、その他の特別会計や企業会計につきましては、議案第45号の杉野沢財産区特別会計だけは総務文教委員会へ付託と、それ以外は産業厚生委員会付託となります。次に49号から51号までの事件議決は49号と50号は総務文教委員会、51号の区域外市道廃止関係が産業厚生委員会へ付託となります。次に52号から56号の条例関係は、52号から54号までは総務文教委員会へ、55号と56号は、産業厚生委員会へ付託となります。補正予算関係の58号一般会計は、それぞれ所管ごとに2つの委員会へ、59号の国保特会と、60号の介護保険特別会計は産業厚生委員会へ付託となります。続いて9ページの中段をご覧ください。議事日程第2、第3号は、9月19日、20日となります。いずれも10時から本会議場での本会議の一般質問となります。9月20日に議事日程第3号の一般質問2日は、一般質問2日は、通告人数によっては行われぬ可能性があります。なお、質問の割振りは委員長に一任されております。次に議事日程第4号は本会議最終日で9月26日10時開始となります。まず、委員会付託案件について、委員長報告、報告に対する質疑、討論、採決となります。この人事案件は、追加議案を含め3件あり、2件は教育委員会委員の任命同意、1件は追加議案分の教育長の任命同意となります。採決は、先ほど説明した通り、無記名投票となります。また、閉会中に委員会の先進地視察を行われる予定ですので、閉会中の所管事務調査の議決が見込まれます。以上、レジメ1ページから2ページにかけての③議事日程をご説明いたしました。以上です。

- 委員長（霜鳥榮之） はい。ただいま③議事日程について説明がありましたが、まず、日程第4の議案第57号令和6年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第3号）の審議方法について、皆さんのご意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。はい。葭原委員。
- 委員（葭原利昌） はい。新型コロナウイルスワクチンの定期接種化に伴って必要な予算を補正に上げるという内容だと思うんですが、その細かい話ですよ、新潟県統一単価がなされたら、それはいいんですけど、例えば自己負担、あるのかないのかっていうあたりで、いやそこら辺もそのないんだと、いやこれ全く全額自己負担がありませんよっていう話でしたら即決でね、なんていいますか、当然問題ないかなと思ったんですけど、もし自己負担があるですとか、そこら辺の考えによって、私は即決というより、そこはきちんとやはり委員会を通じて議論をしてという、何て言いますかね、順序を踏んだほうがいいのかっていうふうには素直に思いました。
- 委員長（霜鳥榮之） はい。事務局長何かわかりますか、その辺は。はい事務局長。
- 議会事務局長（横田晃悦） 只今、個人負担の関係という話がありましたが、今わかっている情報ですとですね、大体接種については、ワクチン代と、いわゆる手技料と、いわゆる打つことですね、両方かかるわけなんですけど、全部ですね、最終的には8月下旬に県単価が示されて、確定するんですけどその前の、今、見積もり、おおよそ、そんなに違わないと思うんですけど、おおよその見積もりで、両方合わせて、今1万五、六千円はかかるという見込みです。で、その中で、自己負担額につきましては、今、3500円から4000円の間くらい、多分、当日議案としては、その辺示されていくと思うんですけど、で、基本的には、インフルエンザも高齢者自己負担やっぱり発生してるという、インフルエンザに比べて、このワクチン、結構高い、という話ですね。ですので、やはりそのぐらいになってしまおうという話です。今分かっている情報としては以上となります。
- 委員長（霜鳥榮之） はい。はい渡部委員。
- 委員（渡部道宏） はい。これ初日即決にする理由というのを、お分かりになったらお聞かせいただければと思うんですが。
- 委員長（霜鳥榮之） 事務局長。
- 議会事務局長（横田晃悦） はい、その初日即決ということにつきましては、10月1日から、ワクチンの予防接種法の定期接種化されるということに伴いまして、周知期間が、必要だということになります。で、議会最終日ですと9月26日で、もう1週間以内に、10月1日になってしまうということを含めまして、ようやく予防接種のワクチンの単価も決まってくるのがこの8月下旬ごろということで、それで、その後すぐ即決で、いわゆる費用を全部決め、決めていきまして、それで周知、やっぱり1カ月近くかかってしまうということで、どうしても初日即決でお願いしたいという話であります。以上です。
- 委員長（霜鳥榮之） 他に皆さんいかがですか。はい、それでこの即決を、方法ですけども、採決云々っていう形の中で、委員会付託にするか、委員会付託、付託なしの、全体でもって、審議するかっていう形になるわけなんですけど、いかがでしょうか。横尾委員。
- 委員（横尾祐子） はい。即決ということで時間がないわけですから、即決でよろしいかと思います。
- 委員長（霜鳥榮之） 委員会付託なしでっていうことで、即決っていうことでありますけども、他にご意見ございませんか。はい、渡邊能成委員。
- 委員（渡邊能成） 即決じゃなくて、例えば委員会に付託したら間に合わない。葭原さん、さっきの委員会で議論したら、いいんじゃないかっていう意見があったんですけど、それについてどうですか。
- 委員長（霜鳥榮之） はい。皆さん2ページを出しながらお聞きいただきたいと思いますが事務局長。
- 議会事務局長（横田晃悦） はい。基本的には、えーと即決は即決その日のうちに決まるわけですからね。で。その利

点、いい点と悪い点がそれぞれありまして、審議方法1については、所管委員会に付託して、所管委員会で十分協議して、そして本会議場に持ってきてという話になりますけど、やっぱりある程度その日のうちでも時間を要するということがあります。それでもう1つは、所管委員会委員の以外の皆さんが、やっぱり審議方法2だと、所管制限なし、ということになりますから、その議員の皆さん以外の所管委員会以外の皆さんも、その審議方法2だと、質疑する、ということが出来ます。ですので、そこら辺で、1の方は、時間ちょっと、要することもそうですし、あと他の所管委員会以外、委員会付託されるわけですから、それ以外の委員さん、もうちょっと制限なっちゃうと、なかなか厳しいっていうことになります。2については、いわゆる時間的には、コンパクト、いや議会運営が早い、ということと、あとは、所管制限なしですので、自由に質問することができますし、あと、要は質疑3回、回数3回っていう適用除外ですので、何回もできると、そういう利点があります。以上です。

○委員長（霜鳥榮之） はい。はい渡邊能成委員。

○委員（渡邊能成） じゃあ、私聞きたいのは、委員会に回すと、その業務を進めていくに支障があるかどうかについて、菫原委員がさっき言った、委員会で議論したほうがいいんじゃないかかっていう話をされたわけですよ。で、もう間に合わないんだったら、それはしょうがないんだけど、そこに関してどうか。

○委員長（霜鳥榮之） そうですね。はい。事務局長。

○議会事務局長（横田晃悦） はい。実際には、その日、事務局の方で、手間がいろいろね整理するのについていう話、ということになると、それはそれなりに委員長さんが所管委員会で諮って、そしてそれでまとめ上げて、また持っていかなきゃいけないっていうことがあります。ですけど、そういう点では事務局としては、ちょっと時間かかるっていうことになります。

○委員長（霜鳥榮之） うん。時間的に間に合うか間に合わないかっていう話は別枠になります。本会議でありますんで、時間は延びてもどういったこともない。ただ、やり方の点で、結局、委員会に付託にすると、委員会で審議をして、それをまとめて、本会議で報告して、それに対しての質疑があつて、採決に入ると、それが1つの事務的なものでありますけれども、その他に、ユーチューブも、放送、放送っていうかね、これ切り換えの関係で、セットの時間がかかってくるっていう、こういう形になります。従って時間かかろうが、かかるまいが、それでっていうことになれば、それで押していくことができるよと。はい、渡邊能成委員。

○委員（渡邊能成） あのすいません、私が言ってる時間っていうのは、議会の時間じゃなくて、このワクチン接種を実行するにあたって、その担当課に迷惑がかかるの、かからないないかっていう話をしてるだけでユーチューブがどうだったか、本会議の時間が延びるのか、そこら辺の話を言ってるわけじゃなくて、そうそう、で、あと最後に、今いろいろ議論あつて、委員会で揉んだ方がいいって言われた、菫原委員の意見をもう一度、今の話を聞いて、聞きたいなと私は思うんですけど。

○委員長（霜鳥榮之） そういうことね。はい。わかりました。菫原委員、どうですか。はい。菫原委員。

○委員（菫原利昌） 私は、やはりその委員会をやっぱり重視すべきなんじゃないかなって意見に立って、そこが大事なんだろう。だから、いや全員が質問できますよっていうんじゃないかって、委員会できちんと審議をするっていう、うん、そこってどうなんでしょうっていうのは聞いたほうがいいんじゃないですかと思う。

○委員長（霜鳥榮之） はい、渡部委員。

○委員（渡部道宏） はい。菫原委員がおっしゃる事は当たり前のことで、その通りだと思いますが、委員会の中で審議されないまま、個人負担が決まってくつてのは、やっぱり本来としては、あつてはならない形だと思います。ただ、今回の即決というのは、8月の末に、その金額が決定される、そして、この即決でない、8月26日、最終日議会最終日終わってから、10月の、違う違う9月ですね、9月26日終わってから10月1日実施となると、周知

期間が1週間しかない、だけでも初日即決だと、それでもなから1カ月間周知期間が取れるので、事務方としては、1カ月間の周知でできればありがたいというような考え方だと思っております。ただ、私が言いたいのはもう1つなんです、そうであれば分かっているのであれば、もう少し早く県レベルで、先に取り組んで金額的なものでも、はっきりと決めたところで、2カ月ぐらいの周知期間を終えた中で、実行すべきではないかと、その他それに対して、執行部側としては県に申し入れをしていくべきだとは思いますが、今回については、もう即決がでしかないのかなと、その代わり、皆さんから好きなように自己負担等についての意見を述べる機会が設けられますので、高いとか安いとか、そこで述べればいいのかないかなと思っておりますので即決でいかがでしょうか。

○委員長（霜鳥榮之） はい。葭原委員。

○委員（葭原利昌） 渡部副委員長さんの話ですけど、初日に委員会をしないというふうに、捉えたと私は、とったんですけど、初日はしないんですか。なんだっけ、あの委員化付託だけど、即決は即決でも、暫時休憩します。

休 憩 10時40分

再 開 10時43分

○委員長（霜鳥榮之） 休憩を解いて会議を続けます。

○委員（阿部幸夫） はい。委員会を重視するというのは、先ほどから聞いておりますが、今回、周知という非常に大切な部分と、お金等々の問題がいろいろと絡んでくる部分もありますので、なるべく早く、やはり周知をしていくと、ということからすれば、私は即決で対応された方がいいんじゃないかなというふうに思います。

○委員長（霜鳥榮之） うん。事務局長。

○議会事務局（横田晃悦） すいません。あの、色々整理、今ちょっと私、事務局で整理させていただきたいんですけど、審議方法案1も審議方法案2も、9月4日の即決は変わらないです。ただ審議方法案1の方は、本会議を休憩して、委員会をその日のうちに開催して、そして委員会後のいわゆる決めて、それを事務局の方で、集約して委員長報告っていう形、最終日みたいな感じです。それを9月4日にやるっていう、それは案1です。で、案2については、6月議会でも行った通り、いわゆる委員会付託するわけじゃなくて、全議員参加型のもつとですね、いろいろな視点から、いわゆる質疑回数3回は適用除外ですし、所管の制限なしということで、いうことでやるものです。その案1っていうのは、どちらかというと、委員会主義、案2っていうのは、本会議主義と、というような区分けになると思います。以上です。

○委員長（霜鳥榮之） はい。はい。天野委員。

○委員（天野京子） はい。インフルエンザと同じと言いながらも、なかなかワクチンというデリケートな問題で、各議員さん、いろんな思いや、いろんなスタンスの中で、議員をされてると思うんです。そうなったときに、委員会に付託すると、例えば、うちの委員会は、特に発言をする機会が狭まれますので、深くないってこと私はないと思うので、全員参加型で、審査方法2で、行ったらどうかと思います。委員会重視はわかっているんですが、全員の中の発言で委員会の方も当然しゃべるわけなので、そうしていかないと、偏る部分も出てくるかなあと思っていますので、私は審査方法2で行かれたらどうかと思います。

○委員長（霜鳥榮之） はい。他にいかがですか。いかがですか。堀田委員

○委員（堀田孝次） はい。私も今渡邊委員、ごめんなさい。葭原委員さんがおっしゃったように、委員会をやっぱり重要視するのであれば、当然委員会の中で揉むということがやっぱり大事ではないかと思っております。でも、いろいろお話の他のね、委員会外の方の意見もお聞きしたいということであれば、事前にお聞きをしながら、やはり委員会を重視した方がいいというふうに考えます。以上です。

○委員長（霜鳥榮之） はい。あの、それぞれ皆さんの思いはあると思います。そんな中でなんです、いずれにしても

即決は即決なんですよね。即決なんです。これについては異論はないんだろうというふうに思いますけど。即決の方法については、先ほど事務局長が報告しましたように、委員会付託型と、いわゆる委員会中心的なものと、全体的なものという形になってきます。天野委員からは、全体でやった方が全員も、意見、意向を聞くことができるし、そこで審議していった方が、ていうのもあります。委員会に行ったときには、委員会の中だけで、委員会の中だけによって、その通常の委員会審議っていうことになると、提案されてから一定時間を得る中でもって、委員会審議になるので、他の人の意見等も、その委員のメンバーに伝えながら、これも審議してくれ、これも聞いてくれっていうこういうこともできるんですが、即決ですんでその場で即ってということになると、それがきかないよと、いう形になるわけなんで、だったら、全体でもってやったらどうかと、こういう位置付けになってくるわけなんですけども、そうすると全体でもって一括で持ってやった場合には、余計な事務負担がかからないっていうその利点がそこに1つ重なってくるってあります。それから、全体でやったときには、議員それぞれが、制限なしでもって質疑ができるっていうこういう利点もあります。その辺のところを踏まえた中で、どちらを選択するかっていうのは、皆さんの意向の中でありまして、私は全体でもって一括でやったらどうか、全員の皆さんから忌憚のない意見を出して、議論して決定したらどうだろうか、結局そこでもって、決定してから、いろいろ、何だかんだっていう話じゃなくて、全体が、全員がそれぞれの思いをそこで語っておいた方が、後々いいのかなというふうに思ったりもするんですけども。それも含めまして、この委員会付託にするか、委員会付託なしでもって即決にするか。その辺のところ改めてまたお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

○委員長（霜鳥榮之） 阿部委員。

○委員（阿部幸夫） はい。るる説明がありましたので、私は委員会付託なしで即決お願いいたします。

○委員長（霜鳥榮之） はい。他にいかがですか。よろしいですか。はい。それでは、第57号はお諮りします。日程第4の議案第57号については、初日採決とし、委員会付託しないで審議することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○委員長（霜鳥榮之） それでは日程第4議案第57号令和6年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第3号）は、初日採決とし、委員会付託しないで審議することに決定しました。続きまして、③議事日程のうち先ほど審議決定した日程第4を除く全体で何かございますか。特段ございませんか。

〔「はい」という声あり〕

○委員長（霜鳥榮之） はい。お諮りします。③の議事日程のうち、先ほど審議、決定した日程第4を除く部分について、説明ありました内容でご異議ございませんか

〔「異議なし」という声あり〕

○委員長（霜鳥榮之） ご異議なしと認め、③議員日程のうちの、先ほど審議、決定した日程第4を除く部分については、説明した内容で決定されました。次に④追加議案と、⑤請願・陳情受付状況、及び⑥要請の受付状況について説明を願います。事務局長。

○議会事務局長（横田晃悦） はい。ではまず本日現在の状況です。④の追加議案につきましては、議案第63号妙高市教育長の任命同意についてとなります。最終日に提案となりますが、その上です、別に追加議案が生じた場合は、議案番号変更となる可能性もあります。⑤の請願については、本日現在はありません。陳情につきましては1件、私立学校の公費、私学助成増額を求める意見書に関する陳情を受けておりますので、こちらの方につきましては、総務文教委員会へ付託となります。あと、案件を聞いておりませんが、請願、後程ですね、請願本会議3日前までなんですけど、3日前までに1件、予定されているという情報が事務局が入っております。⑥の養成につきましては本日現在ありません。以上です。

○委員長（霜鳥榮之） はい。追加議案、請願、陳情、要請の関係については説明の通りでございます。これらについて何かございますか。

〔「なし」という声あり〕

○委員長（霜鳥榮之） 特段意見なしと認めます。なお、今後、本会議3日前までに請願等が提出されるものがあった場合は、議運開催の時間がないので、その付託先など取り扱いを、初日の全協にて、議長より報告するというようにさせていただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○委員長（霜鳥榮之） ご異議なしと認めこのように取り扱います。次に2) 全員協議会報告事項について説明を願います。事務局長。

○議会議務局長（横田晃悦） はい では(2)から2)の全員協議会報告事項について説明します。①の議会側案件といたしましては、9月4日9時15分、本会議前にですね、9時15分からこの委員会室において開催します。まず陳情の付託について、次に、本日の議運の協議結果、最後に令和5年度一般会計、議会費決算について説明を行うものです。併せて、若干の事務連絡も考えております。まずは、本会議終了後、委員会室におきまして、小嶋議長の方から、新たな広報聴取委員会委員の報告とスイスツェルマット村等への訪問について説明があります。なお、②の執行部全協については、本日現在案件はありません。

○委員長（霜鳥榮之） はい。ただいまの説明がありましたでしょうか。

〔意見無し〕

○委員長（霜鳥榮之） なければそのようをお願いいたします。最後になりますが、3) その他の①各常任委員会における先進地調査についてから、④会議録データ配信についてまで、事務局から説明を願います。事務局長。

○議会議務局長（横田晃悦） はい。それでは私の方から、①から④まで一括で説明をさせていただきます。まず、①常任委員会における先進地調査につきましてですが、現在調整中ではありますが、それぞれの委員会の調査見込み案日程だけ表にまとめましたのでご確認ください。今後、9月のそれぞれの委員会におきまして、調査地や調査項目も含めて、決定していただき、本会議最終日、議決を得てもらうようになりますのでよろしく申し上げます。②の上越三市議会議員合同研修会についてです。今年は糸魚川市が当番になっております。研修会の後、意見交換会となります。11月15日開催で、これはもう確定となっておりますので、ちょっと予定の方の調整をお願いします。この日につきましては、糸魚川市の方からは、講師、会場の都合調整の上での日取りということをお願いしたいと、こちらの方事務局にきております。③信濃町議会との勉強会、懇談会についてでございます。令和元年10月に信濃町で懇談会を開催して以来、コロナ禍もありまして、妙高市が当番という状態で順延している状況となっております。その中、先の野尻湖の花火大会の際、先方の議長より当議会の小嶋議長に話がありまして、現在、今年の10月下旬ごろの開催で日程及び内容の調整を図っていく予定としております。詳しい日程及び内容が固まり次第、関係議員の皆さん、議長、副議長、議会運営委員長、総務文教委員長、産業厚生委員長にお知らせいたします。ご承知おきください。最後に④会議録データ配信についてです。現在、会議録につきましては、紙ベースで配布されておりますが、事務局では、SDGsの観点を踏まえ、新年度から紙ベースの配布をやめまして、もうすでに導入しております会議録検索システムによる検索に統一したいというふうに考えております。基本的には、やはり紙を今よりも減らしたい、いくという流れの中で、ぜひこのように進めていきたいと思っておりますので、ご理解とご協力をお願いしたいと思っております。以上です。

○委員長（霜鳥榮之） はい。ただいま説明がありましたけども、その他の①から④までの説明で、皆さん何かございませんか。

[意見無し]

○委員長（霜鳥榮之） 特段ないようでございます。お諮りします。その他の①から④まで事務局からの説明の通りの対応でよろしいでしょうか。

[「異議なし」という声あり]

○委員長（霜鳥榮之） ではそのようにお願いをいたします。続きまして、3) その他の⑤広報広聴委員会委員についてと⑥スイスツェルマット村等への訪問について、小嶋議長から説明をお願いします。 はい。小嶋議長。

○議長（小嶋正彰） はい。まず広報広聴委員会委員についてでございます。7月24日の改正によりまして宮崎議員が副議長ということになりました。広報広聴委員会の方については私が委員長してましたけれども、宮崎議員が委員長ということになります。この構成、委員会の構成につきましては、各委員会から3人ずつということになっておりまして、建設厚生委員会の方からは1名欠、産業厚生委員会からは欠員が出ておりますので、1名補充ということで、議長の指名でございますけれども、委員長さんと協議をさせていただきまして、阿部議員より、広報広聴委員にやっていただきたいということをお願いをしたいと思います。以上です。

○委員長（霜鳥榮之） 次にスイスツェルマット村への訪問についてでございます。タブレットでは、別の資料に、一番最後の方に、乗っかっているというふうに思いますのでご覧ください。

○議長（小嶋正彰） これ、ツェルマット村の訪問につきましては、前回の議会運営委員会でも決定をさせていただいているところでございますけれども、改めて、この目的、それから日程の概要、それから参加者の役割、その後の対応ということで整理をさせていただきました。やはり議会として参加する限りにおきましては、市民の皆さんからご理解をいただくということが第一だというふうに思っておりますので、きちっとしたもので、行かせていただきたいというふうに思っております。まず目的でございますが、この5年間、ツェルマットとの交流につきましては、コロナの影響で途絶えていたという現実がございます。昨年、ツェルマット村から、来ていただいたという経緯がありますので、これからさらにですね、妙高高原を中心としたツェルマットとの交流を進めていくためにはどうしたらいいかというようなことも含めてですね、市民訪問団を組織し、実行し、すると、それに議員も同行をしていくというような形ですね、参加をさせていただくということでございます。ただですね、市民レベルでの交流ってのがメインになるわけございまして、それを活発にするにはどうしたらいいかということですが、議員としては、より一層ですね、国際観光都市を目指す当市の観光施策、或いは環境保全の施策につきましては、一流の先進地ということで理解しておりますので、ツェルマットのやり方ですね、できる限り、日程に限りがございませけれども、見ていた、見てきて、それを議員の皆さんに伝達するというのが1つの大きな役割ではないかなということで、そういったことが目的としてやっていきたいというふうに思います。日程概要につきましては、(2)に書いてございますけれども、非常にそれはやっぱり遠距離ということがありまして、半分以上がですね移動の時間ということになります。これはしょうがないだろうなということです。そういった中でですね、ツェルマットでは、市内の観光施設を見る、それから、姉妹都市の記念碑っていうのが向こうに立ってるんだそうですね。そういったことで、非常に熱意ある対応をさせていただいてる。それから11月にはですね中学校の訪問がありますので、その下調べというようなこともありますし、市民交流夕食会というのがあるそうです。そこには、ツェルマットの村長さん、それから観光局、DMOですね、それから教育長さん、学校長、それから、向こうに妙高クラブというのがあるそうです、こちらはツェルマット会っていうのがあって、前町長さんはじめですね参加して、関根議長も参加していたというふうに聞いておりますが、非常に熱心な交流が続いてきたと、そういうことで、今後の対応についてですね、ご協議いただく場が設けられております。またグリンデルワルドについても、そういったことで、先進地を視察、見学させていただくということになっております。議会からの参加者は2名ということでご了解いただいて

おりますが、議長、これは国際交流の市民交流、そういったことにて、やることになるのかなというふうに思います。また、厚生産業厚生委員長さんも参加されますので、そちらの方については所管事項についてですね、できるだけできる限り、情報収集とかですね、進めていただく、こういったことがあろうと思います。もう1つはですね、やはり執行部の行う事業について、議会としてしっかり見てくると、どういったことが事業として何やっていくのか、目的は何か、達成されているのか、こういったことも、議会の大事なチェック機能の1つというふうに思っておりますので、そちらの方も担っていきたいというふうに思います。帰国後は、機会をとらえてですね、適宜、どのような方向がいいのか、行ってみたいとわからん部分ありますので、適宜な状況見ましてですね、皆様にご報告をする機会を設けたいというふうに思っております。以上です。

○委員長（霜鳥榮之） はい。それでは今説明ございましたけど⑤の広報広聴委員会の委員と⑥のツエルマットの件の説明で、皆さん何かご意見等ありましたら、いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔意見無し〕

○委員長（霜鳥榮之） 特段よろしいでしょうか。はい。それではツエルマットの件は、様々な視点から見れば、様々なご意見があると思います。が、その他の⑤は報告の通り、⑥は小嶋議長が、9月4日の本会議終了後の議会側全員協議会で説明するということの対応でよろしいでしょうか。

〔意見無し〕

○委員長（霜鳥榮之） ではそのようにお願いをいたします。その他何か皆さんの方でございせんか。葭原委員。

○委員（葭原利昌） はい。思い出しました。このその他の今の③番でしょうか、信濃町議会との勉強会、懇談会について10月下旬を予定されているということなんです、10月31日、11月1日の木金は市町村アカデミーの方で、議員特別セミナーが開催されますし、その前の週、10月24、25、これ木金ですけど、これ全国過疎シンポジウムが山梨県で開催されることになっております。そういった意味で当市もそうですし、また相手さんの信濃町さんの、こういったような、いわゆる研修の場に参加することも容易に考えられますので、その辺でのご配慮をお願いしたいなというふうに思ってます。

○委員長（霜鳥榮之） はい、事務局長。

○議会事務局長（横田晃悦） ただいま結構10月の下旬っていうのは、混み合ってるってことは十分承知しております、これから11月中旬から、上中旬にかけてもいろいろ視察もあって混みあっていると、その間に、信濃町議会の議長さんからのご提案もあるもんで、双方日程を調整して、可能な日程で調整して、内容も調整していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○委員長（霜鳥榮之） はい。他に何かございますか。それでは、特段ないようでございます。すいません。上着だけ1つお願いいたします。はい、他に何もございませんようでございますが、慎重審議をありがとうございます。以上をもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

閉 会 11時08分